

平成 23 年 6 月 3 日

東京都議会  
民主政策調査会 御中

東京都中小企業団体中央会  
会長 大村 功 作

## 東日本大震災による影響に対する要望

日頃より中小企業組合並びに中小企業の振興のために特段のご理解・ご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、この度の東日本大震災において、都内中小企業では工場等の施設の損傷等の物的被害をはじめ、放射能汚染等の風評被害、さらには電力供給不足による事業活動の制限等で甚大な被害が発生しております。

つきましては、このような被害を受けている中小企業が一日も早く復興できますよう、下記の5項目につき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 事業協同組合等の共同施設の災害復旧のための補助金制度を創設していただきたい。

被害を受けた事業協同組合等の倉庫、生産施設、加工施設、共同作業場、原材料置場の補修、復旧に対して、都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国はその経費の2/3の補助を講じるとしているが、定められた要件をすべて満たしていなければならない等、非常に厳しいものとなっている。

そのため、東京都においては、そうした要件を見直し、事業協同組合等が利用しやすい独自の基準を設定し、災害復旧のための補助金制度を創設していただきたい。

### 2. 都内中小企業の被災地域の工場・機械設備等の迅速な復旧に向けて、東京都独自の補助金や助成金による支援措置を創設していただきたい。

緊急に本会の中小企業情報連絡員150名に対し「地震の影響に係る調査」（調査期間：平成23年3月24日～3月31日）を実施し、都内中小企業の被災地域の工場等の被害状況を取りまとめたところ「工場が根こそぎ流された組合員がいる。従業員に行方不明者が出ている。」、「工場破損により出荷前製品大半が破損。」、「宮城県内の組合員の工場について、内部の諸設備（部品等含む）が損壊。操業停止。従業員の一部について安否不明。」等の報告が出ている。

そのため、迅速な復旧（仮設工場の建設、賃借工場等、被災工場の補修等）に向けて、東京都独自の補助金や助成金による支援措置を創設していただきたい。

**3. 震災により被害を受けた中小企業に対し、施設の補修又は施設を防災・耐震用への改築に要する資金を東京都が直接貸付ける無利子融資制度を創設していただきたい。**

今般の震災により中小企業が、被害を受けた事業所、工場、店舗、倉庫等の施設を補修又は防災・耐震用への改築に要する資金を東京都が直接貸付ける無利子融資制度を創設していただきたい。

なお、当該制度は東京都による公正証書による直接貸付とし、信用保証協会の保証を必要としないものとしていただきたい。

**4. 都内中小企業の「エコアクション21の認証・登録事業者」は節電をはじめとする環境負荷の削減に限界まで取り組んでいる。この現状を踏まえ、同制度の更新登録料、更新審査料、中間審査料に対する補助金などの助成措置及び事業税の減免措置を講じていただきたい。**

東京都は、福島原発事故に伴う電力不足に対応するため、商店街の街路灯のLED化に対する補助金として補助率4/5の緊急措置を講じているが、さらに電力消費量を大きく削減するには、環境省が策定したガイドラインのもとに急速に普及している「エコアクション21」制度が最も適切である。国も平成19年に「同制度を活用して中小企業の環境管理を促進する」と閣議決定し明確に位置づけている。

今後、一層の普及促進を図るために、東京都は「エコアクション21」の「更新登録料」「更新審査料」「中間審査料」などに対する補助金などの助成措置及び事業税の減免措置を講じていただきたい。